

## 第 722 回矢吹町農業委員会総会

- 1 招 集 日 時 令和 4 年 1 月 17 日 (月) 午後 1 時 30 分
- 2 招 集 場 所 矢吹町役場 大会議室
- 3 出 席 委 員
- |     |          |      |          |
|-----|----------|------|----------|
| 1 番 | 円谷 正尚 委員 | 2 番  | 泉田 勝彦 委員 |
| 3 番 | 青山 次男 委員 | 4 番  | 佐藤 郁夫 委員 |
| 5 番 | 佐々木 克久委員 | 6 番  | 佐久間 義郎委員 |
| 7 番 | 高久 和一 委員 | 8 番  | 小椋 孝行 委員 |
| 9 番 | 吉田 忠雄 委員 | 10 番 | 坂本 明司 会長 |
- 
- |            |            |
|------------|------------|
| 本田 英世 推進委員 | 佐藤 正昭 推進委員 |
| 星 正 推進委員   | 遠藤 博行 推進委員 |
| 蛭田 辰美 推進委員 | 水野谷 一男推進委員 |
| 関根 正之 推進委員 | 関根 陽一 推進委員 |
| 安田 智司 推進委員 | 吉田 武 推進委員  |
- 4 欠 席 委 員 なし
- 5 説 明 の た め  
出 席 し た 者
- |              |       |
|--------------|-------|
| 農業委員会事務局長    | 鈴木 辰美 |
| 農業振興課遊水池対策室長 | 斎藤 常和 |
| 農業委員会事務局次長   | 小沼 透  |
- 6 書 記 と し て  
出 席 し た 者
- |            |       |
|------------|-------|
| 農業振興課農政係主事 | 小山 将史 |
|------------|-------|
- 7 開 会 午後 1 時 30 分

局 長	ただ今から、第 722 回定例総会を始めます。 会長よろしく願いいたします。
会 長	《 開会あいさつをする。 》

	<p>それでは、会議に入ります。ただ今の出席委員数は、10名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により委員数が過半数に達しておりますので、第722回定例総会を開会いたします。</p>
--	---

## 8 会 務 報 告

会 長	<p>会務報告は、別紙資料No.1のとおりですので、ご覧いただきたいと思っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年12月16日 第721回定例総会</li> <li>・令和3年12月23日 農地利用調整会議</li> <li>・令和4年1月4日 令和4年矢吹町役場仕事始めの式</li> <li>・令和4年1月7日 第8回農地委員会</li> </ul>
-----	--

## 9 議事録署名委員選出

会 長	<p>議事録署名委員の選出ですが私から指名してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>《 異議なしの声 》</p>
会 長	<p>それでは、私から指名いたします。 8番 小椋 孝行 委員、9番 吉田 忠雄 委員を議事録署名委員に指名いたします。</p>

## 10 会議書記の指名

会 長	<p>会議書記として、農業振興課 小山主事を指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>《 異議なしの声 》</p>
会 長	<p>異議なしと認め、小山主事 に会議書記をお願いします。</p>

## 11 日 程 説 明

会 長	<p>日程について、局長に説明を求めます。</p>
-----	---------------------------

局 長	日程については、本日 1 日といたします。
会 長	局長の説明のとおり本日 1 日で、ご異議ございませんか。
委 員	《 異議なしの声 》
会 長	異議なしと認め、日程については本日 1 日といたします。

## 12 報告及び協議

会 長	次に、協議 1 について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	協議 1 令和 4 年 2 月農業委員会定例総会（第 723 回）日程について 日 時 令和 4 月 2 月 15 日（火）午後 2 時 00 分～ 場 所 KOKOTTO KOKOTTO ホール
会 長	説明が終わりました。ご質問・ご意見ございませんか。  《質問・意見がないため》
会 長	異議なしと認め協議 1 を事務局原案のとおり、決定いたしました。 次に、その他 1 について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	その他 1 「県南農林だより」について 配布物をもとに説明 町農業者が掲載されていることを紹介。
会 長	説明が終わりました。ご質問・ご意見ございませんか。  《質問・意見がないため》
会 長	異議なしと認め、その他 1 について了解いたしました。 次に、その他 2 について、事務局の説明を求めます。

事務局	その他2 営農型太陽光発電事業の農地転用手続きについて 別紙資料をもとに説明
会長	説明が終わりました。ご質問・ご意見ございませんか。  《質問・意見がないため》
会長	異議なしと認め、その他2について了解いたしました。 次に、その他3について事務局の説明を求めます。
事務局	その他3 新型タブレット端末の導入予定について 全国農業会議より、今年度末の3月までに新たなフェーズ2の農地公開システムに対応した新型タブレットを導入するよう通知があり、3月町議会の補正予算で要求しております。 なお、購入費用については100%補助です。 機種や使用方法等の詳細は未定ですが、わかり次第お知らせします。
会長	説明が終わりました。ご質問・ご意見ございませんか。  《質問・意見がないため》
会長	異議なしと認め、その他3については了解いたしました。 次に、その他4について事務局の説明を求めます。
事務局	その他4 令和3年度豊かなむらづくり顕彰事業受賞について 別紙、新聞写しをもとに説明。 受賞組織は「夢みなみ農業協同組合三神支店TCトマト班」です。
会長	説明が終わりました。ご質問・ご意見ございませんか。  《質問・意見がないため》

会 長	異議なしと認め、その他 4 については了解いたしました。
会 長	以上で報告及び協議事項は、終了いたします。

### 13 提出議案

会 長	提出議案について、局長から説明をさせます。
局 長	<p>それでは、議案を読み上げさせていただきます。</p> <p>議案第 2,021 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について（知事進達） 1 件</p> <p>議案第 2,022 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件</p> <p>議案第 2,023 号 矢吹町農用地利用集積計画について 1 件</p> <p>報告第 392 号 現況確認証明について 5 件</p>
会 長	ただ今、局長説明のとおり本日の議案は 3 件、報告 5 件、件数は 8 件であります。慎重なる審議をよろしくお願いします。
会 長	それでは議案第 2,021 号を議題といたします。
会 長	局長に議案を朗読させます。
局 長	《局長＝議案を朗読》
会 長	朗読が終わりました。 受付番号 1 について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	《事務局＝議案内容を説明》
会 長	説明が終わりました。現地調査の結果については、担当農業委員からお願いします。
関根推進委員	1 月 13 日に現地確認いたしました。申請内容について問題はあ

	りません。審議の程お願いします。
会 長	次に質疑に入ります。 受付番号1について、ご質問等はありませんか。
佐々木委員	申請許可後、作物の単収等の状況を農業委員が毎年確認することは理解したが、ひとつ疑問があり、今回の土地は2反歩あり、その一部の作付けであるが、全部に作付けするのはだめなのか。
事務局	むしろ全体に作付けすることが条件になります。
佐々木委員	今回の案件は2反歩全体に作付けする計画で進んでいるのか。
事務局	そうです。
青山委員	営農計画書の表は10年間となっているが、今回は許可期間が3年の案件のため、この表の記載は3年でよいのではないか。
局 長	一時転用は基本的には3年で、更新が認められれば更に3年延長となります。今回の案件は県へも確認を行い、この申請内容で問題ないと確認した経過があります。
関根推進委員	太陽光発電は20年売電が基本であり、10年毎更新の計画となっていると思う。
局 長	関根推進委員の話のとおりだと思いますが、改善措置等の指導があったり、生産が足りているかどうか農業委員会としての確認が必要と認識しております。
青山委員	今回の申請は、今年は太陽光発電設置で、作付けは来年からの事業になる。
事務局	事業計画書では工事はすぐに着工し1～2ヶ月程度の工事期間

	で、その後すぐ今年から作付けする予定となっております。
青山委員	許可後工事となると作付けが遅れ、苗作りをして始めると大きく遅れるのではないかと。いくら花が咲いても実にならない。
関根推進委員	東北電力から、接続日の通知がくるので、概算で計画書を作っている。期間が決まるのは電力からの通知によると思う。1~2か月の遅れは出てくると思う。
局長	県に進達すれば許可を前提に準備を始めると思います。作付けの遅れによる減収は理由があれば緩和されるので、農業委員会としても確認していきたいとします。
円谷職代	かぼちゃから他の品種への変更は可能なのか。
事務局	営農計画を変更すれば可能と思われます。
局長	町も初めての案件ですので確認したいとします。
会長	その他、ご質問等はありませんか。
委員	《 なしの声 》
会長	「質疑なし」と認め、次に討論に入ります。 受付番号1について反対意見等はありませんか。
委員	《 なしの声 》
会長	「討論なし」と認め、討論は終了します。採決を行います。 受付番号1について、許可相当とすることにご異議ございませんか。
委員	《 異議なしの声 》

会 長	「異議なし」と認め、受付番号 1 は許可相当とすることに決定いたしました。
会 長	次に議案第 2,022 号を議題といたします。 局長に議案を朗読させます。
事 務 局	《局長＝議案を朗読》
会 長	朗読が終わりました。 受付番号 1 について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	《事務局＝議案内容を説明》
会 長	説明が終わりました。現地調査の結果については、推進委員並びに補足説明があれば担当農業委員からお願いします。
安田推進委員	1 月 7 日に現地確認いたしました。申請内容について問題はありません。審議の程お願いします。
会 長	次に質疑に入ります。ご質問等はございませんか。
委 員	《 なしの声 》
会 長	「質疑なし」と認め、次に討論に入ります。 反対意見等はございませんか。
委 員	《 なしの声 》
会 長	「討論なし」と認め、討論は終了します。採決を行います。 受付番号 1 について、許可することにご異議ございませんか。
委 員	《 異議なしの声 》



会 長	「異議なし」と認め、受付番号1について許可することに決定いたしました。
会 長	次に議案 2,023 号を議題とします。 局長に朗読させます。
局 長	《局長＝議案を朗読》
会 長	朗読が終わりました。
会 長	次に受付番号1について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	《事務局＝議案内容を説明》
会 長	説明が終わりました。 次に質疑に入ります。ご質問等はありませんか。
委 員	《 なしの声 》
会 長	「質疑なし」と認め、次に討論に入ります。 反対意見等はありませんか。
委 員	《 なしの声 》
会 長	「討論なし」と認め、討論は終結します。採決を行います。 受付番号1について、申請どおり承認とすることに、ご異議ございませんか。
委 員	《 異議なしの声 》
会 長	「異議なし」と認め、受付番号1は申請どおり承認とすることに決定いたしました。

会 長	次に報告第 392 号を議題といたします。 局長に議案を朗読させます。
局 長	《局長＝議案を朗読》
会 長	朗読が終わりました。現況確認小委員会（農地委員会）の委員長より結果の報告をお願いします。
委 員 長	《現況確認小委員会（農地委員会）泉田委員長から報告》 受付番号 1 番 受付番号 2 番 受付番号 3 番 受付番号 4 番 受付番号 5 番 なお、受付番号 5 番は 10 月定例総会保留案件であり、事務局より補足説明があります。
事 務 局	10 月の第 6 回農地委員会で現地確認した結果、産業廃棄物や作業小屋等が放置され、山林や原野ではなく問題が多い土地であり、このような状態で非農地認定することは適さない、との理由で 10 月の第 719 回定例総会で保留となっていた案件です。土地使用者の状況を、町で廃棄物を担当する「まちづくり推進課」へ確認したところ、産業廃棄物を担当する県の「県南地方振興局」に対し、法人名と代表者個人名の両方の名前で産廃片付けの計画書を提出し、10 年の期間で処分する計画内容であり県の指導を受けていることが分かったため、まちづくり推進課から計画書の写しを受領し、今月の農地委員会で非農地認定することについて協議しました。 申請地は明らかに農地ではなく、土地所有者も使用者も親同士が契約し現在の状況となり、子である現使用者が県に対して産業廃棄物の片付けを進める誓約をしていることが確認され、非農地にしても、農地等の影響はないと判断される状況です。
会 長	説明が終わりました。小委員会（農地委員会）の報告に対して、

	ご質問等はありませんか。
委 員	《 なしの声 》
会 長	それでは、報告第 392 号について証明の可否をお諮りします。 受付番号 1 番について、現況確認小委員会（農地委員会）の報告のとおり非農地として証明することにご異議ございませんか。
委 員	《 異議なしの声 》
会 長	「異議なし」と認め、受付番号 1 について、非農地として証明することに決定いたしました。
会 長	次に、受付番号 2 番について、現況確認小委員会（農地委員会）の報告のとおり非農地として証明することにご異議ございませんか。
委 員	《 異議なしの声 》
会 長	「異議なし」と認め、受付番号 2 について、非農地として証明することに決定いたしました。
会 長	次に、受付番号 3 番について、現況確認小委員会（農地委員会）の報告のとおり非農地として証明することにご異議ございませんか。
委 員	《 異議なしの声 》
会 長	「異議なし」と認め、受付番号 3 について、非農地として証明することに決定いたしました。
会 長	次に、受付番号 4 番について、現況確認小委員会（農地委員会）の報告のとおり非農地として証明することにご異議ございません

	か。
委 員	《 異議なしの声 》
会 長	「異議なし」と認め、受付番号4について、非農地として証明することに決定いたしました。
会 長	次に、受付番号5番について、現況確認小委員会（農地委員会）の報告のとおり非農地として証明することにご異議ございませんか。
委 員	《 異議なしの声 》
会 長	「異議なし」と認め、受付番号5について、非農地として証明することに決定いたしました。
会 長	本委員会に付議されました案件はすべて終了しました。
会 長	委員の皆さんの中で、付議された案件以外に、何か審議や連絡したいことがある方いらっしゃいますか。
事 務 局	2月の定例総会は午後2時からKOKOTTOで開催しますので、お間違えないようにお願いします。
会 長	その他ございますか。
関根推進委員	KOKOTTOの駐車場が足りないのではないか。
事 務 局	裏側にも駐車できますのでそちらをご利用ください。
星推進委員	今回の現況確認の地図は見えないのでやめていただきたい。
局 長	航空写真の図面を使ってしまったため、次回以降は気をつけま

<p>会 長</p>	<p>す。</p> <p>他になければ、以上をもちまして第 722 回矢吹町農業委員会定例総会を閉会といたします。委員の皆さま、大変お疲れ様でした。</p>
------------	--

閉会 午後 2 時 55 分

上記の記録が正確なことを認め、ここに署名する。

令和 4 年 1 月 17 日

農業委員会会長 坂本明司

議事録署名人 小椋孝行

議事録署名人 吉田忠雄

会議録調整者 小沼透